

事務事業名		就学援助等事業		会計		一般会計		実施区分				
H28担当課等名		学校教育課		H28係等名		総務係		H27係等名		総務係		
基本計画上の位置づけ		政策 2		地育力によるこころ豊かな人づくり		施策 22		義務教育の充実				
目的	対象(誰・何を)	児童生徒及びその保護者						対象指標	指標名及び単位		27年度数値	
	意図(どういう状態にするか)	就学に必要な経費を援助し児童生徒の義務教育を受ける権利を保障する							児童生徒数		8730	
	向上させたい上位施策の成果指標	学校が楽しいと感じている児童生徒の割合 ア)小学校 イ)中学校							児童生徒の保護者数(家庭数)			
目標	種別	指標名及び単位				27年度計画	27年度実績	28年度計画	28年度見込み	備考(指標変更など)		
	成果指標	就学に必要な経費の援助を決定した児童生徒数				797	807	772	-			
	副指標	就学に必要な経費の援助を決定した児童生徒の保護者				580	580	577	-			
事業概要	1 要保護、準要保護児童生徒の保護者への教育費扶助 (1)生活保護を必要とする世帯(要保護世帯)及び生活保護に準じて保護が必要な世帯(準要保護世帯)の児童生徒への補助 ①学用品費(小学校11,420円・中学校22,320円)、新入学児童生徒学用品費(小学校20,470円・中学校23,550円)、通学用品費(小学校とも2,230円)、通学費・修学旅行費・体育実技用具費(小・中学校とも実費)、校外活動費(宿泊費用上限;小学校3,570円・中学校6,010円、宿泊しない場合;小学校1,550円・中学校2,240円)の補助 ②学校給食費の補助(実費の1/2) ③学校保健安全法施行令第8条疾病による医療費の補助(実費) ④長野県民交通災害共済の掛金の補助(100円) 2 郡外養護・盲・ろう学校在籍者への教育費扶助 (1)通学費等の一部補助;対象児童生徒1人当たり上限30,000円											
	事業内容 1 要保護、準要保護児童生徒保護者への教育費扶助 (1)学用品費、新入学児童生徒学用品費、通学用品費、通学費・修学旅行費・体育実技用具費、校外活動費に対する補助(国準拠) (2)学校給食費の1/2を補助 (3)医療費の実費補助(学校保健安全法施行令第8条による疾病) (4)県民交通災害共済掛金の補助 2 郡外養護・盲・ろう学校在籍者への支援 (1)通学費等の一部補助											
27年度事業内容	名称				活動指標							
	1 要保護、準要保護児童生徒保護者への教育費扶助 (1)学用品費、新入学児童生徒学用品費、通学用品費、通学費・修学旅行費・体育実技用具費、校外活動費に対する補助(国準拠) (2)学校給食費の1/2を補助 (3)医療費の実費補助(学校保健安全法施行令第8条による疾病) (4)県民交通災害共済掛金の補助 2 郡外養護・盲・ろう学校在籍者への支援 (1)通学費等の一部補助				受給者数 郡外養護・盲・ろう学校在籍者への補助数			807人 4人				
事業コスト		26年度決算額	27年度予算額	27年度決算額	28年度予算額	特定財源内訳、補足						
事業費計(千円)①		49,268	52,824	48,682	50,611	(国)要保護児童生徒援助費補助金124千円(補助率;1/2以内)						
国庫支出金		171	176	60	124							
県支出金												
起債												
その他												
一般財源		49,097	52,648	48,622	50,487							
人件費計(千円)②		3,576		0								
正規職員所要時間		1,000										
臨時職員所要時間												
総事業費①+②		52,844	52,824	48,682	50,611							
事業内容・目標達成状況の振り返り		要保護・準要保護児童生徒援助費は市町村の一般財源で対応している。当該事業の必要性は理解するが、運用に関しては国の関与を含めた改正を求めている。										
改革改善の考え方	①問題点	要保護・準要保護児童生徒の支給項目や援助額は市町村の判断に委ねられており、県下でも対応は様々である。										
	②改革提案	一般財源で対応しなければならないが、課題を解決する具体的な方法は見つからない。										